

基本構想

第 1 章 総合計画策定の基本的な考え方

第 1 計画策定の趣旨と役割

本市では、平成 20 年 3 月に射水市として最初となる総合計画を策定し、個性豊かで輝きのあるまちづくりを進めています。

この間、人口減少・少子高齢化の急速な進展、回復の兆しはあるものの依然として厳しい経済・雇用情勢、さらには地球規模での環境問題の深刻化や東日本大震災の発生など、社会経済情勢が大きく変化しています。

また、本市においては、人口減少のペースが前回計画策定時の見通しを上回っている状況にあることや新湊大橋の開通や北陸新幹線の開業等の新たな社会資本の整備をどのようにまちのにぎわい創出につなげるのかといった課題があります。

こうした中、本市が持続的に発展していくためには、社会経済情勢等の変化に的確に対応した施策を展開する必要があります。

また、これまで取り組んできた施策の成果を検証し、更に継続・発展させ、射水市の将来像「豊か自然あふれる笑顔 みんなで創る きららか射水」の実現に向けた、一層の取組を推進する必要があります。

これらのことから、本市の進むべき方向性を示すとともに、市民と行政が適切な役割分担のもと、目標を共有し、協力しあって、まちづくりに取り組むための総合的かつ計画的な指針として、新たな総合計画を策定するものです。

なお、基本構想に示す「射水市の将来像」、「まちづくりの基本理念」については、社会情勢が変化する中であっても、まちづくりの根本となる基本的方向性を示すものであり、この計画においても、継承することとします。

第2 計画の構成と期間

1 計画の構成

この計画は、基本構想、基本計画及び実施計画で構成します。

(1) 基本構想

基本構想は、本市の特性、魅力、広域的な位置付けを整理し、長期的な展望に立ち、将来の都市像やまちづくりの基本理念とその実現のためのまちづくりの基本方針を示すものです。

(2) 基本計画

基本計画は、基本構想で示した都市像、まちづくりの基本理念及びまちづくりの基本方針を実現するための体系や基本的な施策を示したものです。

なお、社会情勢等の変化にあわせた実現性の高い計画とするため、必要に応じて改定を検討します。

(3) 実施計画

実施計画は、基本計画に定められた施策や事業を効率的・計画的に実施するために必要な事業の年次計画を示すものです。

前期計画、中期計画、後期計画とし、期ごとに見直しを行い、必要な修正を加えて次期計画を策定していきます。(ローリング方式)

2 計画期間

この計画は、初年度を平成26年度とし、目標年度を平成35年度とする10年計画とします。

